



令和3年度

就職氷河期世代を対象とした 滋賀県職員採用試験（総合土木）

— 受験案内 —

滋賀県人事委員会

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った方（就職氷河期世代）を対象に、県職員採用試験（総合土木）を実施します。災害等への不安を取り除き、安全、安心な県土づくりを実現するために、土木系・農業土木系の技術的業務に携わる人材を募集します。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、試験日程や会場等を変更する可能性がありますので、最新の情報は、滋賀県職員採用ポータルサイトで確認してください。

受付期間 令和3年8月6日(金)午前9時～9月6日(月)午後5時

※インターネットにより申し込んでください。

第1次試験日 令和3年9月26日(日)

試験地 大津市

※試験に関する問い合わせおよび受験申込みは

滋賀県人事委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館6階)

電話 077-528-4454 FAX 077-528-4970

E-mail: jinji-i@pref.shiga.lg.jp

滋賀県職員採用ポータルサイト: <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>

滋賀県 採用

検索



1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
総合土木	5人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

※採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

年 齢	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
-----	------------------------------

△性別は問いません。

△次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は任用が制限されます。詳しくは、「9 日本国籍を有しない者の任用について」をご覧ください。

3 試験の日時および場所

新型コロナウイルス感染症の影響により、日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

		日 時	場 所
第1次試験	能力検査 専門試験 作文試験 適性検査	9月26日(日) 受付開始 8時10分 着 席 8時40分 試 験 9時00分～16時00分	滋賀県大津合同庁舎 (1階玄関ホールで受付) 大津市松本一丁目2番1号
第2次試験	10月中旬に大津市内で実施します。詳細は第1次試験合格者に通知します。		

4 試験の方法および内容

試 験	種 目・方 法	配 点	内 容
第1次試験	能力検査 択一式 (約1時間10分)	100点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験 [SPI (能力検査のみ)]
	専門試験 択一式 (2時間)	100点	専門的知識および能力についての筆記試験(高等学校卒業程度) 出題分野:数学・物理・情報技術基礎⑩、土木基礎力学⑧(構造力学③、水理学③、土質力学②)、測量②(以上20問は必須解答)、土木構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計②、水循環⑦、農業土木施工③、農業に関する知識①(以上25問中20問は選択解答)
	作文試験 (約1時間30分)	100点	文章による表現力等についての筆記試験 ※第1次試験日(9月26日(日))に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点を行います。)
	適性検査	—	公務員として必要な適性についての検査 ※第1次試験合格者のみ判定を行います。
第2次試験	口 述 試 験	300点	人物についての個別面接および集団討論による試験
合 計		600点	

◎試験および検査の出題は、全て日本語で行います。

◎択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆などと消しゴム)を持参してください。

◎使用できる時計は、計時機能だけのものに限りません。(携帯電話等は使用できません。)

◎試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

◎出題分野の丸数字は、出題予定数であり、変更する場合があります。

5 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	10月上旬 (具体的な日時は、第1次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	10月下旬 (具体的な日時は、第2次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、第2次試験受験者全員に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に記載されたのち、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 採用は、原則として令和4年4月1日の予定です。ただし、本人の意向を確認した上で、それ以前の採用となることがあります。

7 給 与

- (1) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、職務経験のない方が36歳で採用された場合、大学卒で月額245,207円、高校卒で月額227,039円(いずれも地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、これらの額は、令和3年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

受験申込は、必ず以下の方法により行ってください。

申 込 方 法	インターネットにより申し込んでください。 パソコン、電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。 県ホームページの右上の「県政情報」から「人事・採用」→「滋賀県職員採用ポータルサイト」へ進み、「令和3年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験(総合土木)受験案内」のページから、「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。 〈滋賀県職員採用ポータルサイト : https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/ 〉 ※ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。 ※ インターネットによる申込みができない場合は、必ず8月30日(月)午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。
受 付 期 間	令和3年8月6日(金)午前9時 ~ 9月6日(月)午後5時

- △ 申込を受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、その内容に従って、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次筆記試験当日持参してください。
- △ 「受験票送付メール」が9月10日(金)までに到着しないときは、滋賀県人事委員会事務局に問い合わせてください。
- △ 受験番号は、第1次試験当日受付において指定します。
- △ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込の際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。
- △ 自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

9 日本国籍を有しない者の任用について

- (1) 日本国籍を有しない者は、各任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。

【日本国籍を有しない者の任用が制限される職(代表例)】

○公権力の行使に該当する業務例

産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令／高圧ガス製造等の許可、立入検査／農地転用許可／道路法等に基づく許認可／開発行為許可

○公の意思の形成への参画に該当する職

部長級、次長級、課長級・参事級の職のうち、県行政について企画・立案および決定に参画する職

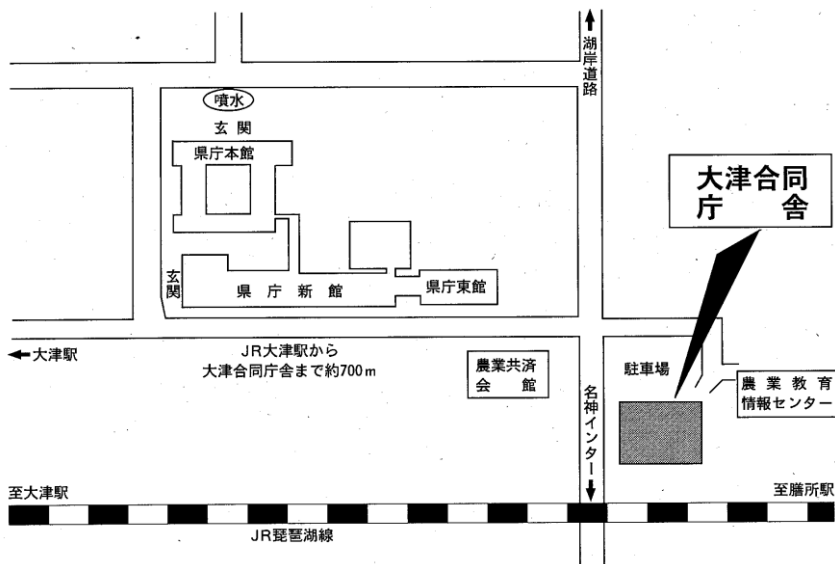
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付しておりません。）なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位ならびに専門試験の正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

<第1次試験（筆記試験）会場案内図>



滋賀県大津合同庁舎 1階玄関ホール
(大津市松本一丁目2番1号)

●交通

JR大津駅から徒歩10分

試験会場へは必ず公共交通機関を利用してください。

- ・試験会場への自家用車の乗り入れはできません。
- ・近隣の道路へ無断駐車した場合は、受験できなくなることがあります。
- ・ごみは各自で持ち帰ってください。

※新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。
- 2 会場敷地内でのマスクの着用および建物入口での手指消毒をお願いします。
- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。
- 4 密集を避けるため、受験者間で一定の距離が確保されるような配席とします。